

**（仮称）未来につなぐ川西市中小企業振興条例（案）要綱  
修正対比表**

項目	パブリックコメント時 ※ <del>————</del> ：今回削除となった部分	パブコメ・市議会意見等を受けた修正案 ※ <u>————</u> ：今回追加となった部分	修正理由
要綱 1 ページ目 前文 第 2 段落	本市は、人口の減少、少子化及び高齢化の進行に伴う経営環境の変化など、本市を取り巻く社会経済情勢が大きく変化する中で、市民が豊かな暮らしを実感でき、 <del>創業に挑む</del> 事業者を成長させ、それを支える風土を醸成することで、これからの社会を担うこどもたちのためにも、夢に向かって挑戦できるまちづくりを推進します。	本市は、人口の減少、少子化及び高齢化の進行に伴う経営環境の変化など、本市を取り巻く社会経済情勢が大きく変化する中で、市民が豊かな暮らしを実感でき、 <u>新たな事業に挑戦する</u> 事業者を成長させ、それを支える風土を醸成することで、これからの社会を担うこどもたちのためにも、夢に向かって挑戦できるまちづくりを推進します。	この文中は、新たに創業する事業者と既存の事業者も対象に含むため、文言を修正しました。
要綱 1 ページ目 前文 第 3 段落	そのためには、地域産業の基盤を支える中小企業の成長及び持続的な発展が不可欠であることから、本市及び商工会が新たな創業の支援や既存企業の持続的経営を後押しし、中小企業、金融機関、大企業、事業者団体、市民など、多様な主体が連携することで、地域経済及び社会に活力ある未来をめざします。	そのためには、地域産業の基盤を支える中小企業の成長及び持続的な発展 <u>並びに労働者が安心して働ける環境の整備</u> が不可欠であることから、本市及び商工会が新たな創業の支援や既存企業の持続的経営を後押しし、中小企業、金融機関、大企業、事業者団体、市民など、多様な主体が連携することで、地域経済及び社会に活力ある未来をめざします。	労働者が働く環境に関する文言を追加しました。
要綱 1 ページ目 1 条 目的	この条例は、中小企業に関係する多様な主体が地域経済において果たすべき役割を明らかにし、地域社会の連携を促進するとともに、中小企業の成長及び持続的な発展に必要な制度その他の環境を整備することにより、中小企業の振興を図り、 <del>地域経済の発展を実現することで</del> 、もって安定的かつ健全なまちづくりを将来にわたって達成することを目的とする。	この条例は、中小企業に関係する多様な主体が地域経済において果たすべき役割を明らかにし、地域社会の連携を促進するとともに、中小企業の成長及び持続的な発展に必要な制度その他の環境を整備することにより、中小企業の振興を図り、 <u>もって地域経済の発展を実現すること及び安定的かつ健全なまちづくりを将来にわたって達成すること</u> を目的とする。	文中の文言のつながりを修正しました。

項目	パブリックコメント時 ※ <del>————</del> ：今回削除となった部分	パブコメ・市議会意見等を受けた修正案 ※ <u>————</u> ：今回追加となった部分	修正理由
要綱 1 ページ目 2 条 2 号 定義	金融機関 銀行法（昭和 5 6 年法律第 5 9 号）第 2 条第 1 項に規定する銀行 <del>又は</del> 、信用金庫法（昭和 2 6 年法律第 2 3 8 号）第 1 条の信用金庫、その他中小企業を支援する <del>金融機関</del> をいう。	金融機関 銀行法（昭和 5 6 年法律第 5 9 号）第 2 条第 1 項に規定する銀行、信用金庫法（昭和 2 6 年法律第 2 3 8 号）第 1 条の信用金庫、その他中小企業を支援する <u>金融の業務を行うもの</u> をいう。	文中の金融機関の文言を修正しました。
要綱 2 ページ目 3 条 3 号 基本理念	中小企業の活力を地域経済の発展及び雇用の安定につなげ、市民等の豊かな暮らしを実現すること。	中小企業の活力を地域経済の発展及び雇用の安定につなげる <u>こと</u> で、市民等の豊かな暮らしを実現すること。	文中の文言のつながりを修正しました。
要綱 2 ページ目 4 条 2 号 施策の基本方針	中小企業及び市民等が事業を創出、継続及び発展することができるような風土の醸成 <del>＝</del> 事業を担う人材の育成等中小企業の持続可能な成長につながる支援を実施すること。	中小企業及び市民等が事業を創出、継続及び発展することができるような風土の醸成 <u>並びに</u> 事業を担う人材の育成等中小企業の持続可能な成長につながる支援を実施すること。	文中の文言のつながりを修正しました。
要綱 2 ページ目 4 条 3 号 施策の基本方針	中小企業が新たな価値及び事業の契機 <del>＝</del> を創出することを促進するため、互いに又は大企業と連携及び協働することを可能とする環境を整備すること。	中小企業が新たな価値及び事業を創出することを促進するため、互いに又は大企業と連携及び協働することを可能とする環境を整備すること。	事業の契機だけでなく、事業全体の創出という意味にするために、文言を修正しました。

項目	パブリックコメント時 ※ <del>————</del> ：今回削除となった部分	パブコメ・市議会意見等を受けた修正案 ※ <u>————</u> ：今回追加となった部分	修正理由
要綱 3 ページ目 6 条 1 項 金融機関の役割	金融機関は、中小企業への資金供給、経営助言等により、地域経済の発展と安定を支えるよう努めるものとする。	金融機関は、中小企業への資金供給、 <u>その保有する知見及び情報集積を生かした</u> 経営助言等により、地域経済の発展と安定を支えるよう努めるものとする。	金融機関における経営助言等について、具体的な文言を追加しました。
要綱 3 ページ目 7 条 2 項 大企業の役割	大企業は、子どもたちの未来に寄与する情報発信及び中小企業等との連携を通じて、子どもたちが、将来 <del>＝</del> 地域貢献したくなるまちづくりに協力し、地域社会の豊かさを支えるよう努めるものとする。	大企業は、子どもたちの未来に寄与する情報発信及び中小企業等との連携を通じて、子どもたちが、 <u>将来的に</u> 地域貢献したくなるまちづくりに協力し、地域社会の豊かさを支えるよう努めるものとする。	文中の文言を、分かりやすくするため修正しました。
要綱 3 ページ目 9 条 市民等の役割	市民等は、地域経済の発展が自らの生活の質の向上につながることを理解し、市内の中小企業を積極的に利用するとともに、地域内のサービス <del>若しくは</del> 生産物を購入することで、地域経済の発展を支えることに努めるものとする。	市民等は、地域経済の発展が自らの生活の質の向上につながることを理解し、市内の中小企業を積極的に利用するとともに、地域内のサービス <u>又は</u> 生産物を購入することで、地域経済の発展を支えることに努めるものとする。	文中の文言の表現を修正しました。
要綱 3 ページ目 11 条 2 項 商工会の責務	商工会は、中小企業が抱える様々な課題に対して、市と連携して <del>具体的な施策を反映することにより</del> <del>＝</del> 中小企業の活動及び市民の生活を向上させるよう努めるものとする。	商工会は、中小企業が抱える様々な課題に対して、市と連携して中小企業の活動及び市民の生活を向上させるよう努めるものとする。	文中の表現を分かりやすくするために、修正しました。

項目	パブリックコメント時 ※ <del>————</del> ：今回削除となった部分	パブコメ・市議会意見等を受けた修正案 ※ <u>      </u> ：今回追加となった部分	修正理由
要綱 3 ページ目 11 条 3 項 商工会の責務	商工会は、 <del>市と連携し、</del> 中小企業の振興に資する施策の実施に積極的に協力するものとする。	商工会は、 <u>市が実施する</u> 中小企業の振興に資する施策の実施に積極的に協力するものとする。	文中の表現を分かりやすくするために、修正しました。
要綱 4 ページ目 12 条 1 項 協議の場の設置	市長及び商工会の代表者は、年度 <del>毎</del> <u>年</u> 1 回以上、市内中小企業の経済状況及び課題を共有し、必要な施策について協議する場を設けるものとする。	市長及び商工会の代表者は、年度 <u>ごとに</u> 1 回以上、市内中小企業の経済状況及び課題を共有し、必要な施策について協議する場を設けるものとする。	「年度」と「年」の表記が混在しているため、「年」を削除し、「毎」をひらがな表記にすることで、分かりやすい文言に修正しました。
要綱 4 ページ目 12 条 3 項 協議の場の設置	市及び商工会は、国又は県の交付金等を活用する経済対策を市が実施する場合においても、その内容を共有し、適切かつ迅速に実施できるよう協議しなければならない。	市及び商工会は、国又は県の交付金 <u>その他の財源</u> を活用する経済対策を市が実施する場合においても、その内容を共有し、適切かつ迅速に実施できるよう協議しなければならない。	交付金等の表現を統一するために、「その他の財源」と修正しました。

項目	パブリックコメント時 ※ <del>————</del> ：今回削除となった部分	パブコメ・市議会意見等を受けた修正案 ※ <u>      </u> ：今回追加となった部分	修正理由
要綱 4 ページ目 14 条 2 項 産業ビジョン の実施	市は、産業振興に関する施策の進捗状況を把握し、社会経済情勢の変化に適応する内容にしなければならない。	市は、産業振興に関する施策の進捗状況を把握し、 <u>川西市産業ビジョン</u> を社会経済情勢の変化に適応する内容にしなければならない。	社会経済情勢の変化に適応する内容の対象を文中に追加しました。